

科学技術振興対策特別委員会 議録第十七号

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)

午後一時十二分開議

出席委員

委員長 齋藤 憲三君

理事秋田 大助君 理事有田 喜一君

理事中曾根康弘君 理事前田 正男君

理事志村 茂治君

小坂善太郎君 須磨彌吉郎君

橋本登美三郎君 南 好雄君

岡本 隆一君 田中 武夫君

松前 重義君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席府委員

總理府事務官 原田 久君

(科学技術庁
長官官房長)

總理府事務官 佐々木義武君

(科学技術庁
原子力局長)

四月十六日

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。正力國務大臣。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

第五十三条第二号中「又は利用が促進されることが明らかである」を「及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第六十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者

者、原子炉設置者若しくは使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合、又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

特定の種類の核燃料物質を微量に使用する場合については使用の許可を要しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○正力國務大臣 ただいま議題となり

ました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨年五月第二十六国会において成立した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律は、公布の日から施行する。

まして、核燃料物質のうちで、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン二三三等のいわゆる特殊核物質は別として、その他のものについては微量の使用にまで許可を要件としたします理由はなく、むしろ行政事務上繁雑で完備な規制も期したいと考えられるのであります。そこで、核燃料物質の種類ごとに放射線障害が発生するおそれのない量を政令で定め、これ以下の使用につきましては規制をしないこととし、第五十二条第一項に一号を加えることといたしたのであります。

次に、第五十三条は核燃料物質の使用許可の基準を定めておりますが、その第二号は、その許可をすることに於て原子力の研究、開発又は利用が促進されることが明らかであることを許可の要件としたしております。しかしながら、前述いたしましたように、核燃料物質は原子力の研究、開発、利用以外の目的にも使用されておりました。原子力の研究、開発、利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合には使用の許可をして、核燃料物質の使用に伴う放射線障害の防止の規制に従わせるのが妥当であります。そこで、かかる場合に許可ができるよう同号を改める必要があります。

最後に、一定種類、かつ微量の核燃料物質の譲り渡し譲り受けの制限につきましては、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者加工事業者、原子炉設置者及び核燃料物質の使用について許可を受けた者から直接に、一定種類

かつ微量の核燃料物質を譲り受けること、またその譲り受けた核燃料物質を前述の原子燃料公社等に譲り渡すことの二つの譲り渡し、譲り受けができるように規制を緩和することが、第五十二条に第五号を設ける趣旨に合致すると考えられます。よって、第六十一条に一号を加えることといたしたのであります。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終了いたします。

これより質疑に入ります。

○松前委員 ちよっと一問だけ質問をお許し願いたい。これには、政令によつて分量を定めるといふことになつておりますが、大体どのくらいのお見積りですか。

○佐々木政府委員 ただいま各所で使っておりますのは、大体五千個所で、ウラン二三五七グラムくらいのものであります。一個所平均〇・〇一グラムあるいは〇・一グラムくらいものわずかなものでございます。大体それよりもちょっと上向きくらいのところを押えまして、それを基準にいたしたい、こういうふうと考えております。

○齋藤委員長 はかに御質疑はありますか。――なければ、本案に対する質疑はこれにて終了することといたします。

これより討論に入る順序であります
が、討論の通告がありませんので、直
ちに採決を行います。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の一部を改正する
法律案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○齋藤委員長 起立総員。よって、本
案は原案の通り可決すべきものと決し
ました。

この際お諮りいたします。ただいま
議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員
長に御一任をお願いと思いますが、
これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

本日の議事はこの程度にとどめます
が、特別の事情のない限り、本日が今
国会の最後の委員会となることと思
いますので、この際一言ごあいさつを申
し上げます。

本特別委員会は、今会期中、理化学
研究所法案、放射線障害防止の技術的
基準に関する法律案、核原料物質、核燃
料物質及び原子炉の規制に関する法律
の一部を改正する法律案の三案を議了
し、また核融合反応、コールドハー
ル、英、米両国との原子力一般協定
等、科学技術の諸問題の解決に努力を
重ねて参つたのでありますが、その間
委員各位におかれては終始真摯なる態
度をもって熱心に審査に当られ、かつ
委員会の運営に絶大なる御協力を賜わ
りましたことに對し、厚く御礼を申し
上げる次第であります。

ここに各位の御健勝と御活躍をお祈

り申し上げ、ごあいさつにかえます。
これにて散会いたします。
午後一時十九分散会

〔参照〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の一部を改正す
る法律案（内閣提出第一五八号）に關
する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第十五号中正誤

へし段 行 誤 正

一 終り七アメリカ 終り七アメリカの

二 三 研究協定 研究協定

三 二 八 言ってある。 言ってお

四 一 九 がアメリカ アメリカ

五 四 一 八 九 これは これを

六 九 〇 を O、これ

七 二 終り二 高濃縮 高濃縮

八 三 四 将来科学国 将来国際

第十六号中正誤

へし段 行 誤 正

一 五 フォルア フォルア

二 三 一 究研所 研究所

三 終り三 解除 解除

四 六 外交渉 外交渉

五 四 日本が 日本が

六 八 としてみれば、 としてみれば、

七 二 二 いかです いかです

八 五 外交渉 外交渉